

○立命館大学学びのコミュニティ初年次教育支援活動助成金規程

2012年5月16日

規程第989号

(名称)

第1条 本大学に立命館大学学びのコミュニティ初年次教育支援活動助成金(以下「助成金」という。)を設ける。

(目的)

第2条 助成金は、各学部の初年次教育の支援を行う学生組織(以下「オリター団」という。)による1回生の学習集団形成の活動に対して経費の一部を助成することにより、初年次教育支援活動を活性化させることを目的とする。

(種別)

第3条 助成金は、助成対象により、次の2種とする。

(1) オリター団助成金

オリター団が学部または学生部と協同して行う研修等への助成

(2) オリター団所属学生助成金

初年次教育支援活動に参加するオリター団所属学生に対する助成

(助成金額)

第4条 助成金額は、種別に応じ、次のとおりとする。

(1) オリター団助成金の助成金額

1学部のオリター団につき、600,000円に当該学部の1回生のクラス数に20,000円を乗じた金額を加えた金額を上限とする。

(2) オリター団所属学生助成金

学生1名につき5,000円とする。

(助成期間)

第5条 助成期間は、1年間とする。

(対象費目)

第6条 オリター団助成金は、次の各号に定める費目について助成する。

(1) 謝礼

(2) 施設使用料

(3) 交通費

(4) 宿泊費

- (5) 備品費
- (6) 保険加入料
- (7) 印刷費
- (8) 運搬費
- (9) その他、学生生活会議が必要と認めた費目

2 オリター団所属学生助成金は、活動に対する資料費として助成する。

(申請)

第7条 助成金を希望する各学部オリター団およびオリター団所属学生は、募集要項に定める期限までに所定の申請書類を、学生部長に提出しなければならない。

(申請資格)

第8条 オリター団助成金の申請資格を有する団体は、学生生活会議が承認した各学部オリター団とする。

2 オリター団所属学生助成金の申請資格を有する者は、学部の正規課程に在学する2回生から4回生(薬学部薬学科にあつては2回生から6回生)の学生のうち、各学部オリター団所属の学生とする。

3 学則第57条による懲戒を受けた学生は、懲戒の期間が含まれる年度の申請をすることができない。

(助成金額の決定)

第9条 オリター団助成金の助成金額は、対象費目を査定の上、学生生活会議の議を経て、学生部長が決定する。

2 オリター団所属学生助成金は、申請した学生に対し、学生部長が助成の決定を行う。

(通知)

第10条 学生部長は、助成が決定したオリター団およびオリター団所属学生に対し、助成の決定を通知する。

(助成金の支給方法)

第11条 オリター団助成金は、第6条の対象費目毎に請求書または領収書にもとづき助成する。

2 オリター団所属学生助成金は申請時に提出された当該学生の銀行口座に振り込む方法により助成する。

(助成の条件)

第12条 助成金の助成が決定したオリター団およびオリター団所属学生は、次の各号に定

める項目に同意することを条件とする。

- (1) 活動報告書を提出すること。
- (2) 大学から求められた場合は成果発表を行うこと。

(経費の精算)

第13条 オリター団助成金の助成を受けたオリター団は、別に定める期日までに経費の精算報告を行わなければならない。

(オリター団助成金の取消)

第14条 助成されたオリター団が次の各号のいずれかに該当するときは、学生部長は、第9条の助成の決定に遡り、助成金の採用を取り消すことがある。

- (1) 助成金の申請にあたり、虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。
- (2) オリター団が、正当な理由なく第12条に定める助成条件を果たさなかったとき。
- (3) オリター団が、第13条に定める経費の精算を行わなかったとき。

2 助成されたオリター団所属学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生部長は、第9条の助成の決定に遡り、助成金の採用を取り消すことがある。

- (1) オリター団所属学生が立命館大学学生懲戒規程による停学の懲戒を受けたとき。
- (2) 助成金の申請にあたり、虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。
- (3) オリター団所属学生が、正当な理由なく第12条に定める助成条件を果たさなかったとき。

3 学生部長は、前2項により助成金の採用が取り消された場合、助成金の返還を求める。

(返還)

第15条 前条により助成金の返還を求められたオリター団およびオリター団所属学生は、返還を求められた日から起算して1か月以内に助成額を返還しなければならない。

(学生部長の報告義務)

第16条 学生部長は前2条に定める対応を行ったときは、その結果を学生生活会議に報告しなければならない。

(施行細目)

第17条 施行にかかわる細目は、学生生活会議において定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、学生生活会議の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2012年5月16日より施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則（2015年3月25日薬学部創薬科学科の設置に伴う一部改正）  
この規程は、2015年4月1日から施行する。